

異文化経営学会 学会賞規程(2022年10月25日改定)

第1条(目的)

異文化経営学会(以下、当学会と称する)は、異文化経営に関する研究の発展と向上に資するため、会員による優秀な著書、論文および研究発表を選定し、その業績を本規程により顕彰する。

第2条(賞の種類)

賞は下記の3種類とし、毎年、原則としてそれぞれ1点に付与する。

1. 異文化経営学会賞(著書部門)
2. 異文化経営学会賞(論文部門)
3. 異文化経営学会賞(研究発表部門) (以下「学会賞」という)

第3条(審査対象)

1. 前条第1号及び第2号に定める著書部門及び論文部門の学会賞の審査対象については以下の通りとする。
 - ① 審査対象は当学会の学会誌を含むすべての異文化経営の諸問題に関する研究領域の文献であり、当学会会員の単著(著書および論文)、および学会員の貢献が過半を占める共著(著書および論文)とする。なお、編著書は選考の対象に含めない。
 - ② 受賞は年1回とし、文献は当該年度(前年の1月1日から12月31日まで)に刊行ないし発表されたものから、原則として最優秀の著書および論文各1篇とする。
2. 前条第3号に定める研究発表部門の学会賞の審査対象については、当学会における研究発表の中で特に優秀であり、分野の発展に顕著な貢献が認められるもので、本規程の附則第1条に定めるものとする。
3. 当該年度以前の刊行ならびに一度受賞した人の同一部門(著書部門または論文部門、或いは研究発表部門)への再応募は認めない。

第4条(推薦方法)

推薦方法は、下記によるものとする。

1. 著書部門および論文部門に関しては、当学会員の推薦または自薦による。
2. 研究発表部門に関しては、当学会会長(以下、会長と称する)の推薦による。会長は、推薦に先立ち該当期間に研究発表を聴いた全ての理事の意向を書面(メールを含む)または口頭で聴取し、これを踏まえて推薦するものとする。
3. 推薦者は、本条第4項に定める異文化経営学会賞推薦書を下記の第5条に定める異文化経営学会賞審査委員会に提出すること。

4. 異文化経営学会賞推薦書は別紙1の様式とする。
5. 上記推薦書の提出期限は、毎年3月末日とする。

第5条（審査委員会）

異文化経営学会賞審査のため学会賞審査委員会（以下、審査委員会と称する）を設ける。審査委員会は当学会の理事で構成するものとし、学会賞委員会が必要に応じて人選する。なお、審査委員の任期は1年とする。

第6条（審査方法）

審査、決定および発表を下記のとおりおこなう。

1. 審査の公正性および透明性を保つため、審査は別紙2に定める審査基準に基づきおこなう。
2. 審査委員会は当学会理事会に対して審査結果の報告を行い、当学会理事会がこれを受けて受賞者を最終決定する。
3. 審査委員長は、当学会研究大会にて審査経過を報告し、当学会会長が表彰する。

第7条（賞の内容）

表彰状および記念品を授与する。

第8条（効力）

本規程は2013年1月1日より発効する。

改定された規程は2017年1月1日より発効する。

改定された規程は2018年1月1日より発効する。

改定された規程は2021年2月1日より発効する。

改定された規程は2022年10月25日より発効する。

附則

第1条（初年度の経過措置）

2013年の初回の学会賞の審査対象を2011年1月1日から2012年12月31日までの2年間に刊行ないし発表されたものとする（初回のみ対象期間を2年間とする）。第2回目（2014年）以降、前年の1月1日から12月31日までの1年間の研究成果を審査対象とする。

第2条（臨時審査委員）

審査対象著書および論文が多く、審査委員の増員が必要な場合には、審査委員長が学会賞委員会に臨時審査委員委嘱者（理事に限らない）を提案し、学会賞委員会の承認を得て臨時に増員できる。

第3条（共著の推薦）

当学会会員が、本規程第3条（審査対象）第1項第1号に定める共著（著書および論文）を、学会賞に推薦または自薦する場合は、当該共著の貢献度について、被推薦者に自己の貢献が過半であること、および他の共著者に被推薦者の貢献が過半であることに對する同意を、推薦書に記載するか、推薦書にその旨の書面（様式任意）を添付しなければならない。

（2022年10月25日改正）